

# 探偵業の事務取扱いに関する訓令

[最終改正 令和7.12.12 京都府警察本部訓令第29号]

## 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 届出の受理手続（第2条－第6条）

第3章 探偵業者に対する報告の要求及び立入り（第7条・第8条）

第4章 行政処分等（第9条－第11条）

第5章 雑則（第12条－第15条）

## 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この訓令は、探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号。以下「法」という。）及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号。以下「府令」という。）に基づく事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 届出の受理手続

（探偵業開始届出書）

第2条 警察署長（以下「署長」という。）は、法第4条第1項に規定する探偵業開始届出書（府令別記様式第1号）の提出を受けた場合は、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 府令第2条第2項に規定する期日以内に探偵業開始届出書が提出されているか。
- (2) 探偵業開始届出書及び府令第2条第3項各号に規定する添付書類は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。

2 署長は、前項の規定により探偵業開始届出書の提出を受けたときは、生活安全企画課長に連絡し、探偵業開始届出書の受理番号（以下「届出書の受理番号」という。）の通知を受け、届出者に、届出書を提出した公安委員会及び届出書の受理番号を通知するとともに、探偵業者台帳（別記様式第1）を作成しなければならない。

3 生活安全企画課長は、署長から探偵業開始届出書の提出を受けた旨の連絡を受けたときは、探偵業届出受理番号発出簿（別記様式第3）に必要事項を記入しなければならない。

4 署長は、第1項の探偵業開始届出書について、法第3条各号に規定する欠格事由への該当の有無等必要な調査をしなければならない。

（探偵業廃止届出書）

第3条 署長は、法第4条第2項に規定する探偵業廃止届出書（府令別記様式第2号）の提出を受けた場合は、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 府令第3条第2項に規定する期日以内に探偵業廃止届出書が提出されているか。
- (2) 探偵業廃止届出書は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。

2 署長は、前項の規定により探偵業廃止届出書の提出を受けたときは、探偵業者台帳を整理しなければならない。

（探偵業変更届出書）

第4条 署長は、法第4条第2項に規定する探偵業変更届出書（府令別記様式第3号）の提出を

受けたときは、次の事項を確認しなければならない。

- (1) 府令第3条第2項に規定する期日以内に探偵業変更届出書が提出されているか。
- (2) 探偵業変更届出書及び府令第3条第3項第2号に規定する添付書類は、所定の事項を具備し、その内容は事実と相違ないか。

2 署長は、前項の規定により探偵業変更届出書の提出を受けたときは、探偵業者台帳を整理しなければならない。

3 署長は、第1項の探偵業変更届出書の内容が法人の役員の異動に係る場合は、新たに役員に就任する者について、法第3条第1号から第4号までに規定する欠格事由への該当の有無等必要な調査をしなければならない。

(電子情報処理組織による届出)

第5条 電子情報処理組織による第2条から第4条までの届出が行われた場合は、届出者が登録を行った電磁的記録を紙で出力することとし、当該出力用紙を届出書とみなすものとする。

第6条 削除

第3章 探偵業者に対する報告の要求及び立入り

(報告又は資料の提出)

第7条 生活安全企画課長又は署長は、法第13条第1項の規定による報告又は資料の提出を求めるときは、資料等提出要求書(別記様式第5)により行わなければならない。

(立入りの実施)

第8条 生活安全企画課長又は署長は、定期的に、所属警察職員に法第13条第1項の規定による立入検査を行わせなければならない。

2 生活安全企画課長又は署長は、前項のほか、次の場合には、所属警察職員に立入検査を行わせなければならない。

- (1) 探偵業務に関連した事案又は事故が発生したとき。
- (2) 適正な探偵業務の運営のために必要があると認めるとき。

3 立入検査を行う警察職員は、立入りに当たっては、身分証明書(探偵業の業務の適正化に関する法律第13条第2項に規定する立入検査の証明書に関する規則(平成19年京都府公安委員会規則第11号)別記様式)を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 警察職員は、立入りを実施したときは、速やかに、その結果を所属長に報告しなければならない。

第4章 行政処分等

(行政処分の上申)

第9条 署長は、次に掲げる処分を必要と認めるときは、探偵業者等行政処分上申書(別記様式第6)により、行政処分を必要とする疎明資料、情状意見等を添えて、警察本部長(生活安全企画課長経由)に上申しなければならない。

- (1) 法第14条の規定による探偵業者に対する指示
- (2) 法第15条第1項の規定による探偵業者に対する営業の停止
- (3) 法第15条第2項の規定による営業の廃止

(処分通知)

第10条 生活安全企画課長は、前条第1号の指示の決定をしたときは、指示書(別記様式第7)を作成し、被処分者の営業所を管轄する署長に送付しなければならない。

2 生活安全企画課長は、前条第2号の営業停止の決定があったときは、営業停止命令書（別記様式第8）を作成し、被処分者の営業所を管轄する署長に送付しなければならない。

3 生活安全企画課長は、前条第3号の営業廃止の決定があったときは、営業廃止命令書（別記様式第9）を作成し、被処分者の営業所を管轄する署長に送付しなければならない。

（指示書等の交付）

第11条 署長は、前条第1項の指示書、同条第2項の営業停止命令書又は同条第3項の営業廃止命令書の送付を受けたときは、探偵業者台帳に処分内容等を朱書するとともに、速やかに、被処分者に行政処分の決定があったことを通知して、指示書、営業停止命令書又は営業廃止命令書を交付しなければならない。この場合において、署長は、被処分者から受領書（別記様式第10）を徴しなければならない。

## 第5章 雑則

第12条 削除

第13条 削除

（報告）

第14条 署長は、月間に取り扱った届出の件数を取りまとめて、翌月5日までに、探偵業関係届出処理報告書（別記様式第12）に当該届出書の写しを添えて、警察本部長に報告（生活安全企画課長経由）しなければならない。

2 署長は、探偵業者又はその従業者による犯罪を認知したときは、速やかに、警察本部長に報告（生活安全企画課長経由）しなければならない。

（探偵業者台帳の作成等）

第15条 生活安全企画課長は、前条第1項の報告があったときは、当該報告に係る探偵業者台帳を作成し、又は整理しなければならない。

## 附 則

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

別記

様式第1（第2条－第4条、第11条、第15条関係）

探偵業者台帳

（表）

			索引	
開始届出年月日	年 月 日	受理警察署	警察署	
営業所設置年月日	年 月 日			
届出書の受理番号	第 号			
(ふりがな) 営業所の 名称			<input type="checkbox"/> 主たる営業所 <input type="checkbox"/> その他の営業所	
営業所の 所在地	電話 ( ) -			
営 業 者 〔法人にあつ ては代表者〕	本(国)籍			
	住 所			
	(ふりがな) 氏 名	生年月日	年 月 日	
法 人 の 場 合	(ふりがな) 商号・名称			
	所 在 地	電話 ( ) -		
広告又は宣伝に 使用する名称				
法 人 の 場 合 役 員 の 氏 名 及 び 住 所	役 職	氏 名	住 所	

(裏)

営業に関する 変更事項	年	月	日	変 更 事 項	

  

行政処分 又は司法 処分	年	月	日	内 容	処 分 結 果

  

備 考	

様式第 2 削除

様式第3（第2条関係）

探偵業届出受理番号発出簿

発出年月日	届出書の受理番号	営業者及び営業所	所轄警察署
. .	第 号		
. .	第 号		
. .	第 号		
. .	第 号		
. .	第 号		
. .	第 号		
. .	第 号		
. .	第 号		
. .	第 号		
. .	第 号		
. .	第 号		
. .	第 号		
. .	第 号		
. .	第 号		
. .	第 号		
. .	第 号		

様式第4 削除

第 号  
年 月 日

殿

京都府公安委員会 印

資 料 等 提 出 要 求 書

探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第13条第1項の規定により、  
次の事項について 年 月 日までに資料の提出（報告）をするように要求します。

提出（報告）すべき事項

様式第6 (第9条関係)

京都府警察本部長 殿 (生活安全企画課長)	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> </table> 年 月 末日 廃棄 第 号 年 月 日 京都府 警察署長 印			
探偵業者等行政処分上申書				

被 処 分 者	営業者	商号、名称 又は氏名	(法人代表者 )
		住 所	
	処分に 係る営 業所	名 称	
		所 在 地	

処分を必要とする事案の具体的内容
(Content area for the specific details of the case requiring disposal)

必要な処分の区分	
適用法条	
司法処分との関係	
行政処分の有無	
情状及び処分上の意見	
参考事項	

様式第7（第10条、第11条関係）

京都府公安委員会達第 号	
指 示 書	
年 月 日	
殿	
京都府公安委員会 印	
探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第14条の規定により、下記のとおり指示する。	
記	
指 示 事 項	
理 由	
<p>(教示)</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	

様式第8（第10条、第11条関係）

京都府公安委員会達第 号
営 業 停 止 命 令 書
年 月 日
殿
京都府公安委員会 印
探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第15条第1項の規定により、 下記のとおり営業の停止を命じる。
記

当該処分の対象 となる営業所	
停 止 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
理 由	

(教示)

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第9（第10条、第11条関係）

京都府公安委員会達第 号
営 業 廃 止 命 令 書
年 月 日
殿
京都府公安委員会 印
探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第15条第2項の規定により、 下記のとおり営業の廃止を命じる。
記

商号、名称 又は氏名	
住 所	
理 由	

（教示）

- この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日  
の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日  
の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁  
決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提  
起することができます（なお、判決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこ  
の処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

様式第10（第11条関係）

受 領 書

年 月 日付け京都府公安委員会達第 号の を確かに  
受け取りました。

年 月 日

京都府公安委員会 殿

受取人住所

氏名

様式第11 削除

京都府警察本部長 殿 (生活安全企画課長)		年 月 末日 廃棄	
		第 号 年 月 日 京都府 警察署長	
探偵業関係届出処理報告書			
年 月中における、探偵業の届出処理件数は、下記のとおりであったから、届出書の写しを添付し報告する。			
記			
届出書の種別		処理件数	
探偵業開始届出書		件	
探偵業廃止届出書		件	
探偵業変更届出書		件	
備 考			